

総務省におけるインターネット上の 海賊版対策について

2019年3月
総務省

(1) 著作権教育・意識啓発

- 官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施すること。

○総務省

<これまでの進捗・効果>

- ・子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での「出前講座」(e-ネットキャラバン)を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。この講座の中で、違法コピーの問題等、著作権関連の啓発を実施。

<2019年度前半の実施予定>

- ・引き続き、著作権関連の啓発を含むe-ネットキャラバンを推進。特に、2月から5月まで「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として重点的に実施。

<2019年度後半の実施予定>

- ・引き続き、著作権関連の啓発を含むe-ネットキャラバンを推進。

子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での「出前講座」を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

実施主体

一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)

協力団体

通信事業者等民間団体（437社）、公益法人（16団体）、政府（総務省及び文部科学省）、自治体（48団体）、その他（61団体）

対象者

小中高生・保護者・教職員等

2016年度より対象学年を小学3年生以上に引き下げ。（従前は小学5年生以上）

2018年より、少年院や少年鑑別所に収容された青少年に対しても講座を実施。

2018年より、座間市における事件の対策の一環として、スクールカウンセラーを含む教育関係者等に若者のSNSの利用実態を伝えるため、e-ネットキャラバンの講師を教育委員会が開催する研修会等に派遣。

講座内容

ネット依存、ネットいじめ、ネット誘引（誘い出し・なりすまし）、ネット詐欺、著作権の侵害等のトラブル事例を用いて、予防策等を啓発。

2016年度より、フィルタリングに特化した講座を新設。

2018年に、保護者・教職員向け講座について、若者が使う主要なSNSの解説等を加えたリニューアルを実施。

費用

無料

実績

2018年度（4月～1月）：2,314件の講座を実施、約43万人が受講。

2017年度：2,309件の講座を実施、約39万人が受講。

（2006年度開始以来実績：19,205件 のべ約308万人）



e-ネットキャラバン講座実施の様子

(3) インターネット上の海賊版対策の中心となる組織の設置

- 個々のインターネット上の海賊版の特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図ること。

○総務省

<これまでの進捗・効果>

- ・通信事業者の協力が必要な対策を実施する場合の前提として、権利者側と通信事業者側の協力関係を築くために必要となる相互の信頼関係の醸成のための両者の対話への働きかけを実施した。

<2019年度前半の実施予定>

- ・権利者側と通信事業者側の相互の信頼関係の醸成を進めるとともに、協力関係構築の具体化に向けた両者の対話を深めるよう働きかけを実施する。

<2019年度後半の実施予定>

- ・権利者側と通信事業者側が相互の信頼関係に基づいた協力関係を構築し、両者の対話と相互理解の下で、両者が協同して具体的な取組が実施されるよう、必要な支援を行う。

(9) フィルタリング

- 青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するため、サイト・アプリのモニタリング体制の構築や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図ること。

○総務省

<これまでの進捗・効果>

- ・改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月）に先立ち、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに関して強化された義務の履行の徹底を要請（2018年1月）するとともに、店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布（2018年1月）。
- ・また、2016年より保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を実施。
- ・さらに、利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現を推進するため、総務省の「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、携帯キャリアにおいて、フィルタリングサービスの名称・フィルタリングアプリアイコンを統一したほか（2017年3月）、小学生・中学生・高校生モードに加え、リテラシーの高い層向けに「高校生プラスモード」を導入（2017年3月）。
- ・安心ネットづくり促進協議会の「インターネット環境整備に係る検討会」において、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信について先行的に検討を行い、当該検討を踏まえ、SNSアプリの特徴や利用上の注意点等を発信。

<2019年度前半の実施予定>

- ・引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を実施。
- ・また、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」において、改正青少年インターネット環境整備法に基づき、フィルタリング利用率向上のための方策や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上等の方策等について検討。

<2019年度後半の実施予定>

- ・引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を実施予定。
- ・また、2019年度前半の検討を受けて、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報を発信する予定。

改正青少年インターネット環境整備法の施行を踏まえた青少年のフィルタリング利用の推進

○ 携帯電話契約時におけるフィルタリング利用の推進

- ① 改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月1日）。
携帯電話事業者等に対して、利用者が18歳未満かどうかの確認、フィルタリングの必要性等の説明、フィルタリングソフトの設定の実施を義務付け。
- ② 総務省から携帯電話事業者等に対し、義務履行の徹底を要請（2018年1月）。
- ③ 店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布（2018年1月）。

【フィルタリングソフト(アプリ)の設定手順】



- ① フィルタリングソフトウェアの操作のためのパスワード等の設定
- ② フィルタリングレベルの設定（高校生・中学生モード等の選択）

【青少年のフィルタリング利用率】：2017年度 44.0%（出典）「平成29年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

○ 保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等の周知

- ① フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を実施(※)。
- ② 「インターネットトラブル事例集」(2018年度版)の特集としてフィルタリングの必要性等を解説。

※ 実施件数
2017年度：66件
2018年度：152件（4月～1月）

利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現推進(フィルタリングのユーザー利便の向上)

○ 携帯3キャリアで、フィルタリングサービスの名称及びフィルタリングアプリアイコンを統一（2017年3月）



「あんしんフィルター for docomo / au / Softbank」
* 個別に任意のウェブサイト、アプリを許可することができる。
(カスタマイズ機能)

○ 小学生・中学生・高校生モードに加え、リテラシーの高い層向けに、一部のSNSの利用を可能とする「高校生プラスモード」を導入（2017年3月）

種類 (モード)	小学生	中学生	高校生	高校生プラス
制限対象	ゲーム、動画、音楽など 懸賞、成人娯楽など SNSなど 出会い、アダルト、違法など	懸賞、成人娯楽など SNSなど 出会い、アダルト、違法など	SNSなど 出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など

* 一般に、いわゆる海賊版サイトは「違法」に分類され、閲覧制限対象となる。

○ 安心ネットづくり促進協議会※の「インターネット環境整備に係る検討会」において、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信について検討を行い、当該検討を踏まえ、SNSアプリの特徴や利用上の注意点等を発信。

(参考) 安心ネットづくり促進協議会「SNS事業者(会員)における青少年保護対策の情報」 <https://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>

※ インターネットの利用環境を整備するため、電気通信事業者等の企業や教育関係者等が参画する協議会。(一社)安心ネットづくり促進協議会運営法人が運営。

(10) アクセス警告方式

- 海賊版サイトにアクセスする者に対して警告を表示する「アクセス警告方式」について、法制度の変更を前提とせずにユーザーの海賊版サイトへのアクセスの抑止効果を最大限高める方式を検討し、海賊版サイトへの対策として実効的な枠組みを提示した上で、速やかに導入すること。

○総務省

<これまでの進捗・効果>

- ・ I S P等による「アクセス警告方式」の導入のための今後の進め方を検討するとともに、導入するために必要な検討課題の1つである通信の秘密との関係等についての法的整理に向けた準備を行っているところ。

<2019年度前半の実施予定>

- ・ I S P等が「アクセス警告方式」を導入するために必要な法的整理についての検討を行う。また、「アクセス警告方式」の導入・実施に当たっての技術的可能性や必要なコストについて、通信事業者等からヒアリングを行い、課題の洗い出しを行う。

<2019年度後半の実施予定>

- ・ 法的整理についての検討によって得られた結論のほか、技術的な可能性や必要なコストを踏まえて、I S P等による導入の具体化に向けてI S P等との協議を進め、導入を働きかける。